

# 第1章

## 計画の基本的事項

## 1 計画策定の背景と主旨

県では、1999（平成 11）年に「男女共同参画社会基本法」が制定されて以降、2000（平成 12）年に「三重県男女共同参画推進条例」を制定し、2002（平成 14）年には「三重県男女共同参画基本計画」（2007（平成 19）年一部改訂）を策定して、性別に関わらず一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、2011（平成 23）年に策定した「第 2 次三重県男女共同参画基本計画」について、2017（平成 29）年に改定し、新たに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。2015（平成 27）年制定）に基づく都道府県推進計画としても位置づけ、取組を進めてきたところです。

こうした中、本県の人口は 2007（平成 19）年をピークに減少に転じ、現在まで減少が続いています。今後もこの傾向が続くと予測される中、人口増を前提とした従来の社会から脱却し、地域の持続的な活性化を図り、誰もが安心して自分らしい生き方を選択し、いきいきと活躍できるよう、新しい時代の社会モデルを構築していく必要があります。さらには、少子高齢化の進行、女性の就業率の高まり、共働き世帯の増加、価値観・ライフスタイルの多様化など社会が大きく変わる中、多様な生き方を互いに認め合うことの重要性が増しています。

2015（平成 27）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に含まれる「SDGs（持続可能な開発目標）」は、2030 年までに達成すべき国際目標として、「ジェンダー平等の実現」など 17 のゴール（目標）を掲げています。また、「誰一人取り残さない」ことを理念に、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざすこととしており、国際的な動きへの対応として、こうした考え方を取り入れて取組を推進していくことが重要となっています。

県では、2017（平成 29）年に「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く（きらり）多様な社会へ～」を策定し、性別をはじめ年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認など多様性を認め合い、誰もが希望を持って、挑戦し、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けた取組を進めているところです。さらには、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」をふまえ、性の多様性についての社会の理解を広げていくための取組等を充実していくこととしています。

今回、現計画期間が 2020（令和 2）年度をもって終了することから、これまでの取組の成果と課題を整理するとともに、国内外の情勢や本県の動向等に鑑み、新たに「第 3 次三重県男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を計画的に推進していくものです。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、以下の法および条例に基づくものであり、男女共同参画、女性の職業生活における活躍、性の多様性に関する施策を一体的に推進していくものです。

(1) 「男女共同参画社会基本法」に基づき都道府県に策定が義務づけられた計画です。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めなければならない。

(2) 「女性活躍推進法」に基づく都道府県推進計画です。本計画の第3章の基本方向 および の一部ならびに第4章(計画の推進)全体が該当します。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

(3) 「三重県男女共同参画推進条例」に基づく計画です。

(基本計画の策定)

第八条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を策定する。

(4) 「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」に基づく計画です。本計画の第3章の基本方向 、 、 の一部ならびに第4章(計画の推進)全体が該当します。

(基本計画)

第十条 県は、性の多様性に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画を策定し、性の多様性に関する施策について定め、毎年一回、当該施策の実施状況を公表するものとする。

(5) 県の長期戦略計画「みえ県民力ビジョン」をはじめ、県の各種計画との整合を図っています。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、2021(令和3)年度から2030(令和12)年度までの10年間とします。これは、SDGsの目標年が2030年であることをふまえています。

ただし、社会経済情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

## <参考> SDGs の各ゴール

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

1 貧困をなくそう



### 目標1 貧困をなくそう

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる

3 すべての人に健康と福祉を



### 目標3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

5 ジェンダー平等を実現しよう



### 目標5 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児のエンパワーメントを行う

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに



### 目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

9 産業と技術革新の基盤をつくろう



### 目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの推進を図る

11 住み続けられるまちづくりを



### 目標11 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する

13 気候変動に具体的な対策を



### 目標13 気候変動に具体的な対策を

気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる

15 陸の豊かさを守ろう



### 目標15 陸の豊かさを守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する

17 パートナシップで目標を達成しよう



### 目標17 パートナシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる

2 飢餓をゼロに



### 目標2 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する

4 質の高い教育をみんなに



### 目標4 質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

6 安全な水とトイレを世界中に



### 目標6 安全な水とトイレを世界中に

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

8 働きがいも経済成長も



### 目標8 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

10 人や国の不平等をなくそう



### 目標10 人や国の不平等をなくそう

国内および各国家間の不平等を是正する

12 つくる責任 つかう責任



### 目標12 つくる責任 つかう責任

持続可能な消費生産形態を確保する

14 海の豊かさを守ろう



### 目標14 海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

16 平和と公正をすべての人に



### 目標16 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する